

改正後	改正前
<p>（使用前検査に係る手数料の額）</p> <p>第二条 法第四十九条第一項の検査を受けようとする者が法第一百二条第一項の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める金額（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p>（燃料体の検査に係る手数料の額）</p> <p>第三条 法第五十一条第一項又は第三項の検査を受けようとする者が法第一百二条第一項の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める金額（電子申請による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p>（定期検査に係る手数料の額）</p> <p>第五条 法第五十四条第一項の検査を受けようとする者が法第一百</p>	<p>（使用前検査に係る手数料の額）</p> <p>第二条 法第四十九条第一項の検査を受けようとする者が法第一百二条第一項の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、別表第二のとおりとする。</p> <p>（燃料体の検査に係る手数料の額）</p> <p>第三条 法第五十一条第一項又は第三項の検査を受けようとする者が法第一百二条第一項の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、別表第三のとおりとする。</p> <p>（定期検査に係る手数料の額）</p> <p>第五条 法第五十四条第一項の検査を受けようとする者が法第一百</p>

二条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第五の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める金額（電子申請による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。

別表第一（第一条関係）

一 法第四十四条第二項第一号の規定により主任技術者免状の交付を受けようとする者 二（四）（略） 五 主任技術者免状の再交付を受けようとする者	六千六百元 （略） 二千六百元 円
--	----------------------------

備考 電子申請による場合におけるこの表の適用については、第一号中「六千六百元」とあるのは「四千七百五十円」と、第五号中「二千六百元」とあるのは「千五百五十円」とする。

別表第二（第二条関係）

区分	金額	電子申請における場合における金額

二条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第五のとおりとする。

別表第一（第一条関係）

一 法第四十四条第二項第一号の規定により主任技術者免状の交付を受けようとする者 二（四）（略） 五 主任技術者免状の再交付を受けようとする者	六千四百円 （略） 二千五百円 円
--	----------------------------

別表第二（第二条関係）

区分	金額	電子申請における場合における金額

<p>一 発電所の設置の工事</p> <p>(一) 原子力発電所の設置の工事</p> <p>(二) その他の発電所(発電所のうち水力発電所、火力発電所、原子力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所及び風力発電所以外のものをいう。以下同じ。)の設置の工事</p> <p>二 発電所の変更の工事</p> <p>(一) 発電設備(発電機その他の発電機器並びにその発電機器と一体となつて発電の用に供される原動力設備及び電気設備の総合体をいう。以下同じ。)の設置の工事</p> <p>1) 原子力発電所における発電設備の設置の工事</p>	<p>千五十万六千六百円</p> <p>千四十八万二千六百円</p> <p>十六万二千二百円</p> <p>十四万九千六百円</p>	<p>千四十八万二千六百円</p> <p>千十四万二千七百円</p> <p>千十六万七千七百円</p> <p>千十四万二千七百円</p>
<p>一 発電所の設置の工事</p> <p>(一) 原子力発電所の設置の工事</p> <p>(二) その他の発電所(発電所のうち水力発電所、火力発電所、原子力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所及び風力発電所以外のものをいう。以下同じ。)の設置の工事</p> <p>二 発電所の変更の工事</p> <p>(一) 発電設備(発電機その他の発電機器並びにその発電機器と一体となつて発電の用に供される原動力設備及び電気設備の総合体をいう。以下同じ。)の設置の工事</p> <p>1) 原子力発電所における発電設備の設置の工事</p>	<p>九百四十二万九千九百円</p> <p>十三万七千八百円</p>	<p>九百四十二万九千九百円</p> <p>九百一十九万九千二百円</p>



(6)	廃棄設備に係る工 事	七百円	四十二万九千 七百円	四十一万七百 円
(7)	原子炉格納施設に 係る工事	七十二万九千 七百円	四十一万七百 円	
(8)	排気筒に係る工事	二十三万四千 円	二十二万四千 円	
(9)	蒸気タービンに係 る工事			六百円
(10)	イ 設置又は取替え の工事	五十七万五千 四百円	五十六万六千 円	
		二十八万二千 五百円	二十七万三千 百円	
(11)	口 取替え工事以外 の変更の工事	四十七万八千 三百円	四十五万九千 三百円	
		二十三万四千 円	二十二万四千 円	
(12)	補助ボイラーに属 する燃料燃焼設備に 係る工事	二十三万四千 円	二十二万四千 円	六百円
(12)	補助ボイラーに属 する工事	二十三万四千 円	二十二万四千 円	六百円

(6)	廃棄設備に係る工事	三百円	三十八万三 百円	
(7)	原子炉格納施設に係る工事	三十八万三 百円	三十八万三 百円	
(8)	排気筒に係る工事	二十一万八 千円	二十一万八 千円	
(9)	蒸気タービンに係る工事			千円
(10)	イ 設置又は取替えの工事	五十三万九 千三百円	五十三万九 千三百円	
		二十六万三 千九百円	二十六万三 千九百円	
(11)	口 取替え工事以外の変更の工事	四十四万七 千六百円	四十四万七 千六百円	
		二十一万八 千円	二十一万八 千円	
(12)	補助ボイラーに属する燃料燃焼設備 に係る工事	二十一万八 千円	二十一万八 千円	千円
(12)	補助ボイラーに属するばい煙処理設 備	二十一万八 千円	二十一万八 千円	千円

3  電気設備に係る工事 (1)  発電機に係る工事 イ 容量三万キロボ ルトアンペア未満 の発電機に係るも の(容量を三万キ ロボルトアンペア 以上とするものを 除く。)	十一万九千四 百円	十一万千百円
2  その他の発電所にお ける原動力設備に係る 工事	十 万七千五百 円	九 万六千九百 円
するばい煙処理設備 に係る工事	円	六 百円
口 容量三万キロボ ルトアンペア未満 の発電機の容量を 三万キロボルトア ンペア以上三十万 キロボルトアンペ ア未満とするもの 及び容量三万キロ ボルトアンペア以	二十万九千三 百円	二十万二百円

3  電気設備に係る工事 (1)  発電機に係る工事 イ 容量三万キロボルトアンペア未満 の発電機に係るもの(容量を三万キ ロボルトアンペア以上とするものを 除く。)	十一万六千 三百円	十一万六千 三百円
2  その他の発電所における原動力設備に 係る工事	九 万二千円	九 万二千円
備に係る工事	千 百円	千 百円
口 容量三万キロボルトアンペア未満 の発電機の容量を三万キロボルトア ンペア以上三十万キロボルトアンペ ア未満とするもの及び容量三万キロ ボルトアンペア以上三十万キロボル トアンペア未満の発電機に係るもの (容量を三十万キロボルトアンペア 以上とするものを除く。)	十九万四千 六百円	十九万四千 六百円

上三十万キロボルトアンペア未満の発電機に係るもの（容量を三十万キロボルトアンペア以上とするものを除く。）

八 容量三十万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三十万キロボルトアンペア以上六十万キロボルトアンペア未満とするもの及び容量三十万キロボルトアンペア以上六十万キロボルトアンペア未満の発電機に係るもの（容量を六十万キロボルトアンペア以上とするものを除く。）

二百五十六千八百円

二十四万七千七百円

八 容量三十万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三十万キロボルトアンペア以上六十万キロボルトアンペア未満とするもの及び容量三十万キロボルトアンペア以上六十万キロボルトアンペア未満の発電機に係るもの（容量を六十万キロボルトアンペア以上とするものを除く。）

二十三万九千三百円

<p>イ 容量五十万キロボルトアンペア未満の<u>変圧器に係るもの</u>（容量を五十キロボルトアンペア以上とするものを除く。）</p>	<p>(2) 変圧器に係る工事（これに伴う他の電気設備（発電機、周波数変換機器及び整流機器を除く。）の設置又は変更の<u>工事を含む。</u>）</p>	<p>二 容量六十万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を六十万キロボルトアンペア以上とするもの及び容量六十万キロボルトアンペア以上の発電機に係るもの</p>	<p>十一万九千四百円</p>	<p>三十万五千五百円</p>	<p>二十九万五千五百円</p>
--	--	---	-----------------	-----------------	------------------

<p>イ 容量五十万キロボルトアンペア未満の<u>変圧器に係るもの</u>（容量を五十キロボルトアンペア以上とするものを除く。）</p>	<p>(2) 変圧器に係る工事（これに伴う他の電気設備（発電機、周波数変換機器及び整流機器を除く。）の設置又は変更の<u>工事を含む。</u>）</p>	<p>二 容量六十万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を六十万キロボルトアンペア以上とするもの及び容量六十万キロボルトアンペア以上の発電機に係るもの</p>	<p>十一万六千三百円</p>	<p>二十七万五千三百円</p>	<p>二十七万五千三百円</p>
--	--	---	-----------------	------------------	------------------

<p>口 容量五万キロボルトアンペア未満の变压器の容量を五万キロボルトアンペア以上三十万キロボルトアンペア未満とするもの及び容量五万キロボルトアンペア以上三十万キロボルトアンペア未満の变压器に係るもの(容量を三十万キロボルトアンペア以上とするものを除く。)</p>	<p>二十万九千三百円</p>	<p>二十万二百円</p>
<p>ハ 容量三十万キロボルトアンペア未満の变压器の容量を三十万キロボルトアンペア以上六十万キロボルトアンペア未満とするもの及び容量三十万キロボルトアンペア未満の变压器に係るもの(容量を六十万キロボルトアンペア未満とするものを除く。)</p>	<p>二十五万六千八百円</p>	<p>二十四万七千七百円</p>

<p>口 容量五万キロボルトアンペア未満の变压器の容量を五万キロボルトアンペア以上三十万キロボルトアンペア未満とするもの及び容量五万キロボルトアンペア以上三十万キロボルトアンペア未満の变压器に係るもの(容量を三十万キロボルトアンペア以上とするものを除く。)</p>	<p>十九万四千六百円</p>	<p>二十三万九千三百円</p>
--	-----------------	------------------

(5)	(4)	(3)		
調相機に係る工事	整器に係る工事 負荷時電圧位相調整器に係る工事	負荷時電圧調整器に係る工事		もの及び容量三十万キロボルトアンペア以上六十万キロボルトアンペア未満の变压器に係るもの（容量を六十万キロボルトアンペア以上とするものを除く。）
十一万四千四百円	十一万四千四百円	十一万四千四百円	三十万五千五百円	
十万五千二百円	十万五千二百円	十万五千二百円	二十九万五千五百円	

(5)	(4)	(3)		
調相機に係る工事	負荷時電圧位相調整器に係る工事	負荷時電圧調整器に係る工事		ンペア以上とするものを除く。）
十万五千三百円	十万五千三百円	十万五千三百円	二十七万五千三百円	

別表第二の二(第二条の二関係)			
一 発電所の設置の工事及び発電所の変更の工事であつて発電設備の設置の工事に係るもの (一) 水力発電所に係る工事	(6)  周波数変換機器に係る工事 百円	二十万四千三百円	十九万四千三百円
	(7)  整流機器に係る工事 百円	二十万四千三百円	十九万四千三百円
	(8)  遮断器に係る工事 一  電圧一万ボルト未満の遮断器に係るもの 七万五千百円	六万六千七百円	六万六千七百円
	二  電圧一万ボルト以上の遮断器に係るもの 十一万四千四百円	十万五千二百円	十万五千二百円
	(9)  蓄電池に係る工事 七万五千百円	六万六千七百円	六万六千七百円
	4  附帯設備に係る工事 十一万四千四百百円	十万五千二百円	十万五千二百円

別表第二の二(第二条の二関係)			
一 発電所の設置の工事及び発電所の変更の工事であつて発電設備の設置の工事に係るもの (一) 水力発電所に係る工事	(6)  周波数変換機器に係る工事 百円	十八万三千七百円	十八万三千七百円
	(7)  整流機器に係る工事 七百元	十八万三千七百円	十八万三千七百円
	(8)  遮断器に係る工事 一  電圧一万ボルト未満の遮断器に係るもの 七万二千八百円	七万二千八百円	七万二千八百円
	二  電圧一万ボルト以上の遮断器に係るもの 十万五千三百円	十万五千三百円	十万五千三百円
	(9)  蓄電池に係る工事 七万二千八百円	七万二千八百円	七万二千八百円
	4  附帯設備に係る工事 十万五千三百百円	十万五千三百円	十万五千三百円

<p>1 完成後の基礎地盤から堤頂までの高さ（以下単に「高さ」という。）が十五メートル以上のダムに係る工事で、基礎地盤に堤体コンクリートを打設し、又は堤体材料を盛り立てようとするときに行うもの</p> <p>2 完成後の高さが十五メートル以上のダムに係る工事で、ダムの全部又は一部を流水の貯留の用に供しようとするときに行うもの</p> <p>3 工事の計画に係る全ての工事が完了したときに行うもの</p> <p>(1) 出力三万キロワット未満の水力発電所に係るもの</p>	<p>十一万五千二百円（電子申請による場合には、十万六千三百円）</p> <p>十六万七千七百円（電子申請による場合には、十五万二千八百円）</p>
--	--

<p>1 完成後の基礎地盤から堤頂までの高さ（以下単に「高さ」という。）が十五メートル以上のダムに係る工事で、基礎地盤に堤体コンクリートを打設し、又は堤体材料を盛り立てようとするときに行うもの</p> <p>2 完成後の高さが十五メートル以上のダムに係る工事で、ダムの全部又は一部を流水の貯留の用に供しようとするときに行うもの</p> <p>3 工事の計画に係る全ての工事が完了したときに行うもの</p> <p>(1) 出力三万キロワット未満の水力発電所に係るもの</p>	<p>十一万二千五百円</p> <p>十五万七千九百円</p> <p>二十二万七千二百円</p>
--	--

(2) 出力三万キロワット以上九十万キロワット未満の水力発電所に係るもの	三十一万七 百円(電子 申請による 場合にあつ ては、三十 万二千三百 円)
(3) 出力九十万キロワット以上の水力発電所に係るもの	五十六万六 千五百円(電 子申請によ る場合に あつては、 五十五万七 千円)
(二) 火力発電所に係る工事 1 汽力(地熱を利用するものを除く。)を原動力とする火力発電所に係るもの (1) 出力三万キロワット未満の火力発電所に係るもの	八十三万六 千円(電子 申請による 場合にあつ ては、八十 万二千三

(2) 出力三万キロワット以上九十万キロワット未満の水力発電所に係るもの	三十万九千 百円
(3) 出力九十万キロワット以上の水力発電所に係るもの	五十四万四 千四百円
(二) 火力発電所に係る工事 1 汽力(地熱を利用するものを除く。)を原動力とする火力発電所に係るもの (1) 出力三万キロワット未満の火力発電所に係るもの	八十三万千 七百元

(2) 出力三万キロワット以上九十万キロワット未満の火力発電所に係るもの	百円)
(3) 出力九十万キロワット以上の火力発電所に係るもの	百六十七万 三千八百円
2 汽力（地熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所に係るもの (1) 出力三万キロワット未満の火力発電所に係るもの	（電子申請による場合にあつては、百六十万 九千三百円） 百四十五万五千四百円（電子申請による場合にあつては、

(2) 出力三万キロワット以上九十万キロワット未満の火力発電所に係るもの	百三万九千 六百元
(3) 出力九十万キロワット以上の火力発電所に係るもの	百四十七万 二百円
2 汽力（地熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所に係るもの (1) 出力三万キロワット未満の火力発電所に係るもの	六十五万二 千円



4～5(略)	(三) 燃料電池発電所に係る工事	九万二千 百円)
	(四) 太陽電池発電所に係る工事	二十一万二 千八百円) 電子申請に よる場合に あつては、 二十万二千 二百円)
	(五) 風力発電所に係る工事	十六万三千 八百円(電 子申請によ る場合に あつては、十 五万五千五 百円)

4～5(略)	(三) 燃料電池発電所に係る工事	十八万七千 五百円
	(四) 太陽電池発電所に係る工事	十六万三千 円
	(五) 風力発電所に係る工事	十 六万三千円

二 発電所の変更の工事であつて発電設備の設置の工事以外の変更の工事に係るもの (一) 水力設備に係る工事		
1 完成後の高さが十五メートル以上のダムに係る工事で、基礎地盤に提体コンクリートを打設し、又は提体材料を盛り立てようとするときに行うもの	十一万五千二百円(電子申請による場合にあつては、十万六千三百円)	
2 完成後の高さが十五メートル以上のダムに係る工事で、ダムの全部又は一部を流水の貯留の用に供しようとするときに行うもの	十六万七千七百円(電子申請による場合にあつては、十五万二千八百円)	
3 工事の計画に係る全ての工事が完了したときに行うもの	十三万三千三百円(電子申請による場合にあつては、十	

二 発電所の変更の工事であつて発電設備の設置の工事以外の変更の工事に係るもの (一) 水力設備に係る工事		
1 完成後の高さが十五メートル以上のダムに係る工事で、基礎地盤に提体コンクリートを打設し、又は提体材料を盛り立てようとするときに行うもの	十一万二千五百円	
2 完成後の高さが十五メートル以上のダムに係る工事で、ダムの全部又は一部を流水の貯留の用に供しようとするときに行うもの	十五万七千九百円	
3 工事の計画に係る全ての工事が完了したときに行うもの	十二万九千七百円	

(二) 火力設備に係る工事	
1 汽力又はガスタービンを原動力とするもの	三十九万五千六百円(電子申請による場合にあつては、三十七万八千八百円)
2 (略)	(略)
(三) 燃料電池設備に係る工事	十六万二千円(電子申請による場合にあつては、十四万九千六百円)
(四) 太陽電池設備に係る工事	十一万九千四百円(電子申請による場合にあつては、十

(二) 火力設備に係る工事	
1 汽力又はガスタービンを原動力とするもの	三十九万三千三百円
2 (略)	(略)
(三) 燃料電池設備に係る工事	十四万七千円
(四) 太陽電池設備に係る工事	十一万八千八百円

---

---

(五) 風力設備に係る工事

(六) 電気設備に係る工事

(七) 附帯設備に係る工事

---

一万千 百円	十一万九 千	四百円(電 子申請によ る場合に あつては、十 一万千 百円)	十六万千 八百円(電 子申請によ る場合に あつては、十 五万二千 七百円)	十一万四千 四百円(電 子申請によ る場合に あつては、十 万五千二 百円)
-----------	-----------	--	--	--

---

---

(五) 風力設備に係る工事

(六) 電気設備に係る工事

(七) 附帯設備に係る工事

---

十一万八 千 八百円	十五万三 千 百円	十万七千 六 百円
------------------	-----------------	-----------------

---

---

六 需要設備の変更の工事に係るもの	七万五千 百円(電子申 )	六 需要設備の変更の工事に係るもの	七万四千 六 百円
五 需要設備の設置の工事に係るもの	十一万九千 四百円(電 子申請によ る場合に あっては、十 四万八千七 百円)	五 需要設備の設置の工事に係るもの	十一万八千 八百円
四 の 変電所及び送電線路の変更の工事に係るもの	十五万七千 六百円(電 子申請によ る場合に あっては、十 五万二千二 百円)	四 の 変電所及び送電線路の変更の工事に係るもの	十五万三千 百円
三 の 変電所及び送電線路の設置の工事に係るもの	二十万四千 円(電子申 請による場 合にあって は、十九万 五千二百円 )	三 の 変電所及び送電線路の設置の工事に係るもの	十九万八千 六 百円

別表第三（第三条関係）

区分	金額	電子申請による場合における金額
<p>一 法第五十一条第一項の検査を受ける燃料体</p> <p>(一) 燃料体の数（燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素の数。以下同じ。）が千個を超えない場合</p> <p>(二) 燃料体の数が千個を超える場合</p>	<p>九万二百円</p>	<p>八万五千六百円</p>
<p>九万二千円に千個を超える千個又はその</p>	<p>八万五千六百円に千個を超える千個又はその</p>	<p>八万五千六百円に千個を超える千個又はその</p>

請による場合にあつては、六万六千七百円）

別表第三（第三条関係）

<p>一 法第五十一条第一項の検査を受ける燃料体</p> <p>(一) 燃料体の数（燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素の数。以下同じ。）が千個を超えない場合</p> <p>(二) 燃料体の数が千個を超える場合</p>	<p>八万四千二百円</p>	<p>八万四千二百円に千個を超える千個又はその</p>
---	----------------	-----------------------------

二 法第五十一条第三項の検査を受ける燃料体	前号の額の半額	端数を増すごとに七万千円を加算した額
	前号の額の半額	その端数を増すごとに七万千円を加算した額

別表第四（第四条関係）

一 (略) 二 火力発電所及び燃料電池発電所に属する電気工作物 (一) 規則第八十三条の二第二号に規定する直近の通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期に行うもの及び規則第八十三条の二第三号の時期に行うもの（輸入品の溶接事業者検査に係るものを除く。） 1 工事関係溶接士（溶接事業者検査の対象となる特定ボイラー等の溶接に携わる溶接士をいう。以下同じ。）の数が十人	百三十九万 千七百円（ 電子申請に
--	-------------------------

二 法第五十一条第三項の検査を受ける燃料体	前号の額の半額	端数を増すごとに六万七千円を加算した額
-----------------------	---------	---------------------

別表第四（第四条関係）

一 (略) 二 火力発電所及び燃料電池発電所に属する電気工作物 (一) 規則第八十三条の二第二号に規定する直近の通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期に行うもの及び規則第八十三条の二第三号の時期に行うもの（輸入品の溶接事業者検査に係るものを除く。） 1 工事関係溶接士（溶接事業者検査の対象となる特定ボイラー等の溶接に携わる溶接士をいう。以下同じ。）の数が十人	百三十八万 四千三百円
--	----------------

未満の組織	よる場合に あつては、 百三十五万 七千九百円 )
2 工事関係溶接士の数が十人以上三十人 未満の組織	二百六十二 万四千九百 円(電子申 請による場 合にあつて は、二百五 十七万四千 百円)
3 工事関係溶接士の数が三十人以上百人 未満の組織	四百二十五 万六千三百 円(電子申 請による場 合にあつて は、四百十 八万八千五 百円)
4 工事関係溶接士の数が百人以上三百人 未満の組織	六百二十一 万五千八百
未満の組織	二百六十一 万二千二百円
2 工事関係溶接士の数が十人以上三十人 未満の組織	二百六十一 万二千二百円
3 工事関係溶接士の数が三十人以上百人 未満の組織	四百二十三 万三千三百 円
4 工事関係溶接士の数が百人以上三百人 未満の組織	六百十八万 二千八百円

<p>5 工事関係溶接士の数が三百人以上の組織</p>	<p>円(電子申請による場合)は、六百十三万千円) 八百三十八万九千六百円(電子申請による場合)は、八百二十八万七千八百円)</p>
<p>(二) 輸入品の溶接事業者検査に係るもの</p>	<p>四十一万八千円(電子申請による場合)は、四十一万二千二百円)</p>
<p>(三) (一) 及び (二) に規定する以外のもの</p>	<p>四十一万八千円(電子申請による)</p>

<p>5 工事関係溶接士の数が三百人以上の組織</p>	<p>八百三十四万四千八百円</p>
<p>(二) 輸入品の溶接事業者検査に係るもの</p>	<p>四十一万五千八百円</p>
<p>(三) (一) 及び (二) に規定する以外のもの</p>	<p>四十一万五千八百円</p>

別表第五（第五条関係）

区分	金額	電子申請による場合における金額
一 原子炉本体	七万九千円	七万八千六百円
二 原子炉冷却系統設備	三十四万二千五百円	三十四万三百円
三 計測制御系統設備	三十四万二千五百円	三十四万三百円
四 燃料設備	七万九千円	七万八千六百円
五 放射線管理設備	七万九千円	七万八千六百円
六 廃棄設備	七万九千円	七万八千六百円

場合にあっては、四十万二千二百円

別表第五（第五条関係）

一 出力九十キロワット未満の原子力発電所に属する電気工作物	二十万五千五百円
(一) 原子炉本体	二十万五千五百円
(二) 原子炉冷却系統設備	二十万五千五百円
(三) 計測制御系統設備	二十万五千五百円
(四) 燃料設備	八万四千八百円
(五) 放射線管理設備	八万四千八百円

	七	原子炉格納施設	三十四万二千五百円	三十四万三百円	
	八	蒸気タービン	二十四万四千二百円	二十三万四千八百円	
	九	附帯設備	七万九千円	七万八千六百円	
	(六)	廃棄設備			百円
	(七)	原子炉格納施設			百円
	(八)	蒸気タービン			二十万五千五百円
	(九)	補助ボイラー			四百円
	(十)	附帯設備			八万四千八百円
	二	出力九十万キロワット以上の原子力発電所に属する電気工作物			
	(一)	原子炉本体			二十二万九千円
	(二)	原子炉冷却系統設備			二十二万九千円
	(三)	計測制御系統設備			二十二万九千円
	(四)	燃料設備			九万七千七百円
	(五)	放射線管理設備			九万七千七百円

別表第六（第六条関係）

2 出力三万キロワット以上九十キロワット	一 (略) 二 火力発電所に属する特定電気工作物 (一) 蒸気タービン 1 出力三万キロワット未満のもの	十六万三千 八百円(電 子申請によ る場合にあ りては、十 五万六千三 百円) 二十万九千

別表第六（第六条関係）

2 出力三万キロワット以上九十キロワット	一 (略) 二 火力発電所に属する特定電気工作物 (一) 蒸気タービン 1 出力三万キロワット未満のもの	九万七 七 百円 二十 二 万 九 千 九 百 円 二十 二 万 九 千 五 百 円 九 万 七 百 円 九 万 七 百 円

	ト未満のもの	円(電子申請による場合は、二十万七百元)
3	出力九十万キロワット以上のもの	三十六万七千七百円(電子申請による場合は、三十四万四千八百円)
(二) ボイラー		
1	蒸発量百五十トン毎時未満のもの	十六万四千六百円(電子申請による場合は、十五万六千三百円)
2	蒸発量百五十トン毎時以上二千七百トン毎時未満のもの	二十万九千円(電子申請による場

	ト未満のもの	九百円
3	出力九十万キロワット以上のもの	三十五万九千六百円
(二) ボイラー		
1	蒸発量百五十トン毎時未満のもの	十六万三千七百円
2	蒸発量百五十トン毎時以上二千七百トン毎時未満のもの	二十万七千九百円

3 蒸発量二千七百トン毎時以上のもの	合にあつては、二十万七百万)	三十六万	千	七百万(電	子申請によ	る場合にあ	つては、三	十四万四千	八百万)	十一万九千	四百円(電	子申請によ	る場合にあ	つては、十	一万千	百円)	十	万三千三	百円(電子	申請による	場合にあつ	ては、九万	四千九百	円
-----------------------	----------------	------	---	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-----	---	------	-------	-------	-------	-------	------	---

3 蒸発量二千七百トン毎時以上のもの	三十五万九	千	六	百	円	十一万八千	八	百	円	十	万二千七	百	円	十	万二千七	百	円
-----------------------	-------	---	---	---	---	-------	---	---	---	---	------	---	---	---	------	---	---

	(五) 液化ガス設備	十萬三千三百円(電子申請による場合にあっては、九万四千九百円)
	(六) ガスタービン	十一萬九千四百円(電子申請による場合にあっては、十一萬千百円)
2	出力三万キロワット以上のもの	十六萬四千六百円(電子申請による場合にあっては、十五萬六千三百円)

	(五) 液化ガス設備	十萬二千七百円
	(六) ガスタービン	十一萬八千八百円
2	出力三万キロワット以上のもの	十六萬三千七百円

(七) ガス化炉設備

三 燃料電池発電所に属する特定電気工作物改質器

十一万九千四百円(電  
子申請によ  
る場合にあ  
つては、十  
一万千円  
)  
十六万四千  
六百円(電  
子申請によ  
る場合にあ  
つては、十  
五万六千三  
百円)

(七) ガス化炉設備

三 燃料電池発電所に属する特定電気工作物改質器

十一万八千  
八百円  
十六万三千  
七百元